

◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第311号（H27. 8. 7）◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目次=

1. 重大事故等情報＝13件（7月31日～8月6日分）
 - (1) 乗合バスの車内事故
 - (2) 乗合バスの衝突事故①
 - (3) 乗合バスの衝突事故②
 - (4) 貸切バスの火災事故
 - (5) 法人タクシーの衝突事故①
 - (6) 法人タクシーの車内事故
 - (7) 法人タクシーの衝突事故②
 - (8) 法人タクシーの衝突事故③
 - (9) 法人タクシーの衝突事故④
 - (10) 法人タクシーの衝突事故⑤
 - (11) 法人タクシーの衝突事故⑥
 - (12) トラックの衝突事故
 - (13) トラックの死傷事故
2. 事業用自動車事故調査委員会による報告書（貸切バスの追突事故）を公表しました！
3. バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
4. 「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
5. 第10回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
6. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
7. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
8. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
9. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
10. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
11. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
12. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
13. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
14. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大

置く貸切バスが乗客約35名を乗せて運行中、火災事故が発生した。

この事故による負傷者はない。

事故は、バスの運転者が、車両の中扉付近の床より煙が出ていることを乗客から聞き、乗客を降車させた後、煙の発生箇所に向け車載の消火器を使用するとともに、消防に通報した。

(5) 法人タクシーの衝突事故①

8月1日(土)午前6時45分頃、千葉県国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、対向車線を走行してきた乗用車と正面衝突した。この事故により、乗用車の運転者が死亡し、タクシーの運転者が軽傷を負った。事故は、片側1車線の直線道路において、対向の乗用車がセンターラインをはみ出した模様。

(6) 法人タクシーの車内事故

8月2日(日)午後7時30分頃、栃木県国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客1名が重傷を負った。

事故は、タクシーが交差点を直進しようとしたところ、対向の乗用車が急に右折を開始したため、タクシーは急ブレーキ等により衝突を回避したが、乗客1名が重傷を負った。

なお、負傷した乗客はシートベルトを着用していなかった。

(7) 法人タクシーの衝突事故②

8月4日(火)午後3時15分頃、広島県国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、対向車と衝突した。

この事故により、タクシーの乗客1名が重傷を負い、タクシーの運転者が軽傷を負った。

事故は、タクシーが片側3車線の第3車線を直進し交差点に進入したところ、対向車が転回してきたため、ブレーキをかけたが間に合わず衝突した模様。

なお、当該交差点は転回が禁止されている。

(8) 法人タクシーの衝突事故③

8月4日(火)午後5時45分頃、鹿児島県県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路面電車と衝突し、そのはずみで原付自転車と軽自動車に接触した。

この事故により、タクシーの運転者及び原付自転車の運転者が軽傷を負った。(路面電車の運転者及び乗客に怪我はなし。)

事故は、当該交差点において、タクシーが急に右折し軌道敷内に進入したため、路面電車がタクシーの右側に衝突した模様。

寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

